

新興独立諸国の国際法に対する態度

清水良三

まえがき

現代の国際法はそのほとんどがヨーロッパ文明系列に属する先進諸国の国際慣習および彼らが中心となって作成された国際条約から成立しているが、第二次大戦後あたらしく独立した多数のアジア・アフリカの新興独立諸国はこういふ既製の国際法体系に対して新しい態度で望んでいる。現代の国際社会は彼らの動向を無視しては成立し得ないのであるから、そういう国際社会の基本的秩序を維持する規範としての国際法に対するこれら新興国の態度を研究することは必要なことである。ソ連邦も伝統的な国際法に対して多くの点で批判的な異質的な態度をとっているけれどもこれら新興独立諸国の国際法に対する態度とは異なっている。ソ連の指導者たちと違ってこれらの諸国の指導者たちはマルクス・レーニン主義のような単一の包括的な原理の中で考えたり行動したりはしない。政治的自由に対する制限の度合は国によって異なっているけれども、国際秩序についての彼らの考えかたは共産主義諸国の考えかたほど閉鎖的ではなく、世界問題についての意見の表明や外部世界との接触の自由をそれほど厳格に制限してはいない。だ

が、これらの諸国は夫々文化的な背景、教育水準、政治的方向、特殊な利害関係の面で異なっており、従つて其の国際法に対する態度を理解し評価するに当つても、そういう相異を考慮に入れなければならない。⁽¹⁾

これらの相異を無視しての一般化は困難な仕事である。だがこれらの諸国の多くは国際法に対する其の態度において幾つかの共通の傾向を持っている。これらの傾向とは過去の外国支配とそれらの支配国家の優越的な態度に対する怒りの産物であり、また低い経済発展水準とその結果としての先進国に対する経済的、技術的な依存関係に対する憤満である。⁽²⁾ だが、これらの後進諸国のどれ一つと雖も国際法の存在や国際法の拘束力を公然と否認しはしない。これらの諸国は色々な時に他国との紛争の場において、また国際的な諸機関における討論の場において現行国際法規範を引用しているのである。その持つ利害に程度に差はあるけれども、彼らは国際法の法典化と進歩のための外交会議、総会第六委員会の作業にも参加して来ているのである。彼らは多くの一般的な多国間条約を含めて多くの条約に加盟して来ており、かくして国際法の適用範囲をひろげている。またいくつかの後進国は其の紛争を国際司法裁判所に付託して来たのである。⁽³⁾ だが、このような事実があるにもかかわらず後進諸国民の間には伝統的国際法に対する不満の気持があることは確かである。この不満は世界問題における国際法の役割を否認したり、また其の役割の価値を低く見つゝる態度と一般的に結びついている訳ではない。事実、後進諸国のスポークスマンたちは諸国民間の関係における国際法の重要性を増大させるために、国際法がさらに発達しなければならぬことを屢々強調しているのである。だが発達には変化を意味する。そして国際法の発達への希望は、伝統的な国際法規範は必ずしも後進国ことに新興独立諸国の必要と希求に合致するものではないという感情を部分的に反影しているのである。その結果、伝統的な規範は

彼らを拘束せず、また拘束すべきではないという感情 *Rechtsegefühl* が生まれるのである。

以上のような観点から、次にこれら新興独立諸国の国際法に対する態度を、(一)慣習、(二)条約、(三)領土、(四)植民地、(五)自決、(六)承認、(七)主権、(八)国家責任、(九)外国財産の没収、(十)紛争の平和的解決、(十一)戦争と中立、(十二)核実験と国家責任、の各項目について概述することとする。⁴⁾

(一) 慣 習

国際法は慣習法規範から成り立っている。これらの規範は慣習の証拠として、「限定されたヨーロッパ文明圏内での一般的な意見の一致が、その慣習法規範に賛成であることを示せば、それで充分である」とされた時代に確立されたものであった。だが、新興独立諸国は限定されたヨーロッパ文明圏の意義を普遍的なものとはみなさず、彼らはこのようにして確立された規範を無条件に受諾することはしていない。これらの諸国は現状の維持よりもむしろ社会的変化を強調している。慣習国際法の体系を全体として受諾しようとはしない傾向を示しているのである。確立された慣習法規範に無条件の支持を与えようとはしないのである。一九五八年と一九六〇年にジュネーブにおいて行われた会議における領海三マイル幅制限に対するこれら諸国の態度は、慣習を非常に重要な国際法源とは見ようとはしない彼らの態度を示している。また、国際連合において「植民地諸国と人民に独立を付与する宣言」(一九六〇年十二月十四日総会採択)が討議されていた頃の、これら諸国の代表たちの意見は、植民地および保護領にかんする慣

習法を彼らが排斥しようとしていることを示しているのである。さらに最近においては、あるアフリカ後進国の代表は一九六四年秋にメキシコ・シテイで行なわれた国際法に関する国連の特別会議において国際司法裁判所規程の三十八条一項Cが裁判基準としての法源として、「文明諸国によって認められた法の一般原則」をあげていることを烈しく攻撃した。彼はこの規程は新興諸国が世界法廷に対して抱いている一般的な不信任感を解消させるのに殆んど役立つていないと述べた。⁽⁵⁾ これらの新興諸国が、一グループの国家による或る規範の実行がすべての国家を拘束する国際法規範をつくりだすという考えや、また、カドリが述べている如く、国際法は「国際社会の圧倒的な力の決断を基礎としている」⁽⁶⁾ という考えを受諾出来ないであろうことは確かである。

(二) 条 約

条約による国際法の形成は、国際法源としての慣習よりも、新興諸国に依って好まれている。彼らは規範の形成に参加出来る機会を提供するような条約を見つげようとする。しかもこれらの諸国は彼ら自身が受諾しない限り既製の条約によって拘束されないという態度をとる。これらの新興諸国にとって条約は「直接的に共通の意見の一致によって新しい規範を発達させるばかりでなく、われわれがまだ持っていない法規範がそこからあらわれて来るであろうところの新しい権力調整を実現して行くための主要な方法」であるように思われるのである。⁽⁷⁾

国際社会にかわって大国によって締結された条約のカテゴリーの中には、国際連盟や国際連合の設立以前に締結さ

れた次のような諸条約が入る。イ、奴隷貿易を廃止した一八一五年のウィーン条約、ロ、外交官の席次を決めた一八一八年のエキス・ラ・シャペルの条約、ハ、海賊行為を禁止した一八五六年のパリ条約、ニ、債務の一方的廃棄を禁止する一八七一年のロンドン条約、ホ、一八八五年のベルリン条約、ヘ、海峡制度にかんする諸条約や一八八八年のコンスタンチノープル条約などがそれである。また、これら新興国が独立する前に採択された一般的な立法条約の拘束力についてのこれら諸国の態度は、慣習国際法についての彼らの態度と同様である。彼らは彼ら自身のものも含めて普遍的に受諾された価値概念をもとした条約、または、有効な相互的基盤を持った条約のみを受諾する。彼らは彼らの独立以前に国際社会にかわって大国によって締結された条約の効力を受諾したくないようである。このような受諾は不平等の容認を意味しはしないかと彼らは懼れるのである。このような受諾は長年にわたって大国が確保して来た「法を与える者」としての立場を彼らが承認したものと看做されるであらう。このことはまた、新興諸国の国際法概念と矛盾したいくつかの条約を承認することを意味するかも知れない。これらの新興諸国は、過去においてこれら植民地国家によって彼らの政治的経済的権利が無理に奪い去られたものと解釈している。独立の地位を獲得してくるにつれてこれらの新興国は、このように無理に奪い去られた「不平等な」または「不公平な」条約、および強制的に賦課された条約は最初から無効であるという議論をするようになって来た。⁽⁹⁾それ故、これらの新興国はこのような条約関係に入ることを予儀なくされた国は、条約義務の終了を通告することによって、これを終了せしめる権利を持っていると宣言するのである。彼らが受けついで来た義務をまぬがれるために、これらの新興国は、*clausula rebus sic stantibus* を屢々引用するが、この事情変更の理論は、条約が現在の世界の権力状態と一致しないからという理由に

よって引用されるのである。

また、後進諸国はソヴィエト・ブロックの諸国と同様に、多数国間条約における留保条項の容認および効果についての「全会一致の原則」に反対する傾向がある。これは、或る国の提示する留保条項に対して、条約当事国のうち反対する国が一国でもあれば、その国は条約当事国になれないという意見である。⁽¹⁰⁾ また、これらの後進諸国はいわゆる「汎米規則」Pan-American Rule に好意的な態度を示して来ている。この規則は、たとえ或る国の留保条項に反対する国があっても、その留保条項提示国は、その留保条項に反対しない其の他の条約当事国にかんしては其の条約の当事国となり得るといふ考えかたである。⁽¹¹⁾

新興独立諸国にとってのもう一つの特別な関心事は、条約の継承問題である。この問題は現在国際法委員会も研究中の問題であるがこの分野においては伝統的な規範、確立された規範はほとんど存在していない。いくつかの新興独立国は従前の母国または植民地国家との協定の中に「継承条項」devolution clauses を挿入することに自発的に同意をした。これらの条項は新興独立諸国がまだ従属国であった頃、其の母国または先行国家が従属領土としての彼らの国のために其の権利と義務を定めた条約を継承することを規定している。多くの新興国家は彼らの先行国家が当事者であった色々な多国家間条約に拘束されることを自発的に宣言しているのである。⁽¹²⁾

だが、新興独立国家間には、植民地時代に外国人が獲得した財産権や利権譲渡を尊重する義務に対して疑問の念を表示する傾向が強い。伝統的な国際法規範のもとでは、以前に獲得された財産権は主権の移管によって侵害されるものではなかったが、それにもかかわらずこれらの新興独立諸国は総会が「国際法上の義務は過去に植民されていた国

家が完全なる国家主権を達成する以前に獲得されたと主張される権利の容認を求めるものではない」ことを宣言するよう要求したのである。⁽¹³⁾一九六二年十二月八日に採択された自然資源に対する恒久主権についての総会決議一八〇三号は、本条項中のいかなる規定も、独立以前に獲得された財産権にかんする承継国家の権利義務問題のいかなる面にかんしても加盟国の立場を害するものではないと特に述べているのである（決議の前文の第五節）。

後進諸国は慣習国際法の内容のいくつかに疑問を呈する傾向があるけれども、それでも彼らは条約に調印し、多国間条約の当事国となり、また国際機構に加盟することによって現代生活における国際法の役割を理解していることを示しているのである。国際法の危機について論ずる批評家は条約や国際機構が、諸国家の行為の国際的規制過程において果しつある増大する役割を看過しがちである。条約が作用し国際機構が役割を果たすにあたって必要な、わくを提供しているのが慣習国際法であることは確かである。この意味においては慣習を通じて表明された意見の一致は、なお国際法の主要な法源であると看做すことが出来るであろう。だが、多国間条約や二国間条約によって定められ、あるいは条約によって委託された権力の範囲内で活動している国際機関によって課せられている諸国家の行為を規制する規範は、慣習国際法の規範よりも今日其の数ははるかに多いし、其の内容は詳細である。一般に条約はその当事国のみを拘束するのであるから、条約法は普遍的な法ではないが、諸国民の生活において次第に重要性を増して来ているのである。⁽¹⁴⁾

後進国ならびに新興独立諸国は、明らかに其の現実的利益の故に万国郵便連合や国際民間航空条約などのような多国間条約の当事国になって来ている。彼らはまたもっぱら国内的な適用を目的とする社会的・人道主義的基準につい

て規定する条約にも加盟しているけれども、彼らがこういう諸条約に加盟する動機は実際的な利益というよりも、むしろ加盟することに依つて獲得される威敵への考慮であろう。従つてこの場合には彼らは国際的な規制によつて現実に拘束されるようになることをそれほど希望してはいないであらうと思われる。しかも多くの新興独立諸国はこの種の条約に加盟しているのである。⁽¹⁵⁾

特に意義深いことは、多くの後進国が国際的な経済関係の規制を含む国際通貨基金や関税と貿易についての一般協定のような機構や条約に加盟する意志を持っていることである。アジアやアフリカの指導的国家の大部分とラテンアメリカのすべての国家がIMFの加盟国となっている。アフリカ諸国のうち十八カ国がヨーロッパ経済共同体と協力関係を結んでいる。新興独立諸国は独立的な主権の行使に異常な執着を持っているけれども、協定が重要な利益をもたらすものであるかぎり、彼らの行動の自由を束縛するような複雑な経済的・財政的協定を他国と締結することを躊躇しないのである。新興独立諸国の国際機構への参加意志は、技術援助や他の援助計画から利益を得たいという欲望にすくなくとも部分的な源泉を持っているということが言えるであらう。⁽¹⁶⁾

(三) 領土

新興独立諸国はヨーロッパ諸国が発見または先占によつて非キリスト教地域の獲得権を認める慣習国際法規範の有効性を受諾しようとはしない。領土の独占的な支配様式に表現を与えた国際法のこの部分はもはや認められないと彼

らは主張する。‘territorium nullius’の理論、すなわち、キリスト教君主の所有ではない領域は法王の許可や、発見および先占によって獲得され得るという理論は、彼らにとって受諾しがたいものになって来ているのである。⁽¹⁷⁾

アジアやアフリカの新興独立諸国は先進諸国が領土問題について「二重の基準」を使い分けていることに憤懣の氣持を抱いている。⁽¹⁸⁾ すなわち先進諸国は植民地時代に実力または圧力で獲得した諸協定が拘束力を持つことを認めつつ、しかも同時に今日彼らは後進諸国が過去の侵略の成果をくつがえそうとして実力を行使すると其の不法性を云々するといふのである。今日においてさえ西側諸国の行動は必ずしも合法的なものばかりではない。一九五六年のヌエズ侵攻や一九六一年のキューバ侵攻が其の良い実例であると彼らは指摘する。インドはゴアの奪取を正当化しようとして、ゴアにおけるポルトガルの統治は「永遠の侵略」であったと説明するのである。⁽¹⁹⁾ そしてこの説明はアジア・アフリカ新興国の一般的な支持を得たのである。植民地的権限の理論を批判するにあたって彼らは、伝統的な国際法規範よりも、地理、歴史、文化および地方の意見を考慮に入れるのである。⁽²⁰⁾

また、彼らは或る領土が非自治地域であることをやめたのは何時かを決定する権利を誰が持っているかについての問題を、国連憲章第二条七項の意味の範囲内で施政国の国内管轄権の問題であると見做さないのである。

次に領土に関連して領海についての新興独立諸国の態度を検討することにしよう。⁽²¹⁾ これらの諸国の大部分は、領海の幅についての伝統的な三マイル理論を承認しようとはしていない。国によっては其の支配海域を伝統的国際法とは違ったやりかたで拡張しようとした。インドネシアとフィリピンの場合がそれであり彼らは其の国の領土を構成する諸島の間にあるすべての海域を其の領海であると主張したのであった。いぜんとして領海三マイル説をとっている西

側の指導的な諸国および日本は斯様な領海幅の拡張を彼らの国益に対する脅威であると考えているし、また大きな群島を構成する諸島間のすべての海域を領海にしようという主張を承認することを拒否している。

領海の伝統的な幅員に対する挑戦は、新興独立諸国にのみ限られている訳ではない。一九五八年と一九六〇年に開催された海法にかんするジュネーブ会議では、三マイル論にもっとも強硬に反対した国の中にメキシコとアイスランドがあった。多くのラテンアメリカ諸国は其の領海幅として、伝統的な三マイル以上を主張する。中でも、チリ、エクアドル、ペルーなどの諸国は実に二〇〇マイルもの幅員を主張したのであった。共産主義ブロックの諸国はポーランドを例外として、一般に十二マイルの幅員を主張している。一九五八年および一九六〇年のジュネーブ会議においては、大部分の後進国は古いものも新しいものも含めて、ソビエトブロックの諸国やアイスランドのような国と協同態勢をとって領海の増幅に賛成したため、領海三マイル論を再び主張しようとする動きは、前途を封じられる形勢となった。

領海幅の増加を主張するこれらの諸国は、数多くの色々な要素に動かされて、そういう主張をするに至っているのである。多くのラテンアメリカ諸国やアイスランドのような国にとっての特に重要な要素は、彼らの国の沖合の漁業が近代的な能率的な装備を持った外国の漁船の乱獲によって荒されることをふせごうという欲求である。⁽²²⁾ 彼らの国の漁業資源が荒廃してしまうという直接的な脅威がない場合においてさえ、いくつかの後進国は資本と企業の不足のために、彼らの国の漁夫たちが設備の良い外国の漁業に対抗出来ないのではないかと考えているのである。国家の安全保障についての考慮もまた、その要素になっているのである。西側諸国とソビエトブロックとの間の武力紛争が起

った場合に中立諸国は敵対行為が彼らの国の沿岸から離れたところで行なわれることを欲しているのである。⁽²³⁾ 平時においてさえも多くの弱国は、強国の海軍のデモンストレーションによって彼らの沿岸の自由が圧迫を受ける機会を出るだけ減らしたいと思つてゐる。アラブ諸国はアカバ湾に対する排他的な管轄権を確立しイスラエルの使用を禁止する手段として、幅のひろい領海に特別の関心を持つてゐるのである。ソビエトブロックの態度においては、軍事的利益の考慮と漁業保護の考慮とが共にその要素となつてゐるようである。さらに、後進諸国や新興独立諸国の態度の中には、右のような何らかの具体的な原因をもつた要素以外に、出来るだけ大きな領域に主権を主張したいというプレステイジに対する心理的な要素も働いてゐるのである。⁽²⁴⁾

一九六〇年のジュネーブ会議で明らかになつたことは、アジアやアフリカの後進国や新興独立諸国およびラテンアメリカ諸国は、一般的な態度として領海の幅員増加に一致して賛成しながらも、「国際的な基準」となるべきマイル数を決める段階になると、其の意見が必ずしも一致してゐないことであつた。すなわち、この会議で提出された米國とカナダの妥協案は領海を六マイルにまで拡張し、さらに其の領海に接続して沿岸国が排他的な漁業権を持つ幅六マイルの水域を十年後から設定しようとするものであつたが、この案に対して十五のアジア・アフリカ諸國と十三のラテンアメリカ諸國が賛成投票し、十一のアジア・アフリカ諸國および六のラテンアメリカ諸國が反対投票をしたのであつた。この提案の採択には三分の二の多数決が必要であつたが、たつた一票の差で採決されるに至らなかつたのである。⁽²⁵⁾

いくつかの後進諸国はその領海の幅を拡張しようとする希望を持ちながらも、主権の獲得は権威と同時に責任を伴

うものであり、広大な水域の治安の維持は貧困な小国の実力をもってしては中々困難であるところから、自らの希望を抑制しているのであろう。⁽²⁶⁾

(四) 植 民 地

「植民地について彼らの考えは明白である。植民地は彼らが独立の主権国家として国際社会に登場して来る前の歴史的遺物であると彼らは考える。したがって旧植民地国家の植民地に対する権利・権限ならびに請求権は、植民地の独立とともに当然消滅したものと考える。そして新しい国際法主体が誕生したものと彼らは考えるのである。」

一九六〇年十二月十四日に国連総会は「植民地およびその人民に独立を付与する宣言」を採択した。これによって総会は、「あらゆる形態と表現の植民地主義をすみやかに無条件に終らせる必要」を厳粛に宣言したのであった。投票の内訳は賛成八九票反対なし、棄権九票であった。この歴史的な宣言に先鞭をつけたのはフルシチョフソ連首相で、彼はその年の九月二三日、総会で「歴史の発展過程において、今や植民地主義は、そのいかなる形式表現を問わずすべて完全かつ最終的に廃止されねばならぬという問題が提起されている。それも、いつか将来の日においてではなく、即時かつ無条件にである」と演説し、「植民地およびその人民に対する独立付与に関する宣言」を採択するよう提案したのである。その内容は、すべての植民地、信託統治地域、その他の非自治地域に、その人民の自由に表明した意志と願望とに従って、自分自身の民族国家を樹立する完全な自由と独立を、ただちに与えること、他国の領土

内にある所有地や租借地という形態での植民地主義の拠点はすべて廃止することを要求したものであり、西欧諸国の烈しい反対にあった。⁽²⁷⁾

これに対し、アジア・アフリカ四三国（アフガニスタン、ビルマ、カンボジア、カメルーン、中央アフリカ共和国、セイロン、チャド、コンゴ（ブラザビル）、コンゴ（レオポルドビル）、サイプラス、ダホメ、エチオピア、マラヤ連邦、ガボン、ガーナ、ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイボリー・コースト、ヨルダン、ラオス、レバノン、リベリア、マダガスカル、マリ、モロッコ、ネパール、ニジェール、ナイジェリア、パキスタン、フィリピン、ソマリア、サウジ・アラビア、セネガル、スーダン、トーゴ、チュニジア、トルコ、アラブ連合共和国およびアッパ・ヴォルタ）は、できるだけ多数の国家によって受諾されるように、自分たち自身で起草した決議案を提出し、結局この決議案が、十二月十四日に採択されたのであった。この決議は次のことを宣言した。

- 1 外国による人民の征服、支配および搾取は、基本的人権を否認し、国連憲章に違反し、世界平和と協力の促進に障害となっている
- 2 すべての人民は自決の権利をもち、この権利によって、その政治的地位を自由に決定し、その経済的、社会的および文化的向上を自由に追求する
- 3 政治的、経済的、社会的または教育的準備が不十分なことをもって、独立を遅延する口実としてはならない
- 4 従属下の人民が独立を達成する権利を平和に、かつ自由に行使し得るようにするため、彼らに向けられたすべての武力行動、またはあらゆる種類の抑圧を停止し、かつ彼らの国土の保全を尊重しなければならない。

5 信託統治地域および非自治地域、またはまだ独立を達成していない他のすべての地域において、これらの地域の住民が完全な独立と自由を享受し得るようにするために、なんらの条件または留保もつけず、その自由に表明する意思および希望にしたがい、人種、信仰または皮膚の色による差別なく、すべての権力をかれらに委譲するため、早急な措置が取られなければならない。

6 一国の民族的統一性および領土保全の部分的または全面的破壊を目的とするいかなる企図も国連憲章の目的および原則に合致しない

7 すべての国家は、平等、あらゆる国家の内政に対する不介入、ならびにすべての人民の主権的権利およびその領土保全の尊重に基礎をおく、国連憲章、世界人権宣言および本宣言の諸条項を、誠実かつ厳格に遵守しなければならない。⁽²⁸⁾

かくて採択されたアジア・アフリカ諸国提出の決議は其の調子においても、ソビエトの提出した決議案とは異なっていた。まず、ソビエトの決議案は反植民地的であると共に反西側的であったが、アジア・アフリカ諸国の決議案はただ単に反植民地的であり、そして特定の西側諸国に対する攻撃を極力避けたのであった。⁽²⁹⁾ 其の調子には僅かばかり烈しいものがあつたけれども、概して単調であつた。ソビエトの決議案には、「次の要求」を宣言するというような言いかたがあつたが、この決議はただ単に宣言しているだけである。またソビエトの決議案はすべての植民地領土に対して「今後、完全な独立と自由が付与されるべき」ことを要求していたが、アジア・アフリカ諸国の決議は、権力を委譲するために「早急な措置」がとられるべきことを述べたのであり、権力の委譲が適当な落着いた時間割に従っ

て進行させられる可能性を含み得たのである。また、ソビエトの決議案とは対照的にアジア・アフリカ諸国提出の決議には外国軍基地を禁止する言葉は含まれていないのである。⁽³⁰⁾

一九六一年になると、ソビエトからの圧力もあったけれども、主として新興独立諸国の影響によって、総会は一九六〇年十二月十四日宣言の実現過程を検討するための植民地主義についての特別委員会を設置した。一九六〇年の決議においては九国（オーストラリア、ベルギー、ドミニカ、フランス、ポルトガル、スペイン、南アフリカ共和国、イギリス、アメリカ）が棄権したけれども、この特別委員会の設立にあたっては、このうちの四国（アメリカ、ベルギー、オーストラリア、ドミニカ）が賛成投票をしたのである。こうして植民地廃止への新興独立諸国の意欲は、世界の多数の国家の承認を獲得し、現実的基盤を獲得したのである。

(五) 自 決

新興独立諸国は自決の概念を西側の統治から植民地を解放するための政治的圧力の道具として使ってきた。「すべての人民は自決の権利を持っている」ということは、一九六〇年の植民地およびその人民に独立を付与する宣言の中で確認された。これらの新興国は自決の概念を残存する西側植民地主義に対抗するために使用しはじめたのである。だが、これらの西側植民地保有国は、何らかの不満を持ったグループが分離する（或いは仲間から脱退する）権利を持っているという考えを受諾しようとはしない。もしもそういう考えを認めれば、インドのナガスや中東のクルドが

分離出来ることを意味するであろう。このような考えは、新しく独立した多くの国家において統一の分裂をもたらす結果となる。⁽³¹⁾

人権の擁護と自決の原則の促進は国際連合の主要目的の一つに考えられているのであり、憲章第一条には国際連合の主要目的として、権利の平等と人民の自決の原則に対する尊重を基礎として諸国民間に友好関係を促進すること、経済的社会的文化的または人道的性格の国際問題を解決し、人権と人種、性、言語あるいは宗教上の差別のないすべての人の基本的な自由に対する尊重を促進し激励するために国際協力を実現することがあげられている。総会は憲章の第十三条によって、人権の実現を援助する目的のために研究を率先して行ない勧告をする役割を与えられている。経済的社会的な国際協力を取扱うにあたって人権擁護を推進することは国際連合に与えられた特別な課題なのである。そしてこれらの目的を達成するためにすべての加盟国は国際連合と協力して共同的ならびに個別的な行動をとることを誓っているのである（五十五条、五十六条）。特に経済社会理事会は、人権とすべての人たちの基本的自由に対する尊重および遵守を促進する目的のために勧告をする権限を与えられている。だが、これらの人権にかんする規定は諸国に対して特定の権利をまもるよう特別の義務を課そうとするものではなく、国連のこれらの事項についての権限は其の性格において勧告的なものである。

一九四八年に採択された世界人権宣言の中で総会は国連憲章の意図に包括されるべきものと考える特定の権利についての定義を与えようとした。この宣言の法的な性格は、総会がこの宣言に関連して採択した次の決議の中に示されている。⁽³²⁾

加盟国は国際連合と協力して人權と基本的自由に対する普遍的な尊重ならびに遵守の促進を実現することを誓ったのであり、また、これらの権利と自由についての共通の理解は、右の誓の完全な実現のために最も重要であるので斯様な理由から、今や総会は此の世界人權宣言をあらゆる人民およびあらゆる民族にとっての次の目的のために実現すべき共通の基準であると宣言する。すなわち其の目的とはすべての個人ならびにすべての社会機構がこれらの権利と自由に対する尊重を促進するために努力すること、ならびにこれらの権利と自由の普遍的かつ効果的な承認と遵守を得るために努力することである云々 (Res. 217 (III), *Resolutions* 71, U.N. Gen. Ass. Off. Rec. 3d Sess., Pt. 1 (A/810) (1948)); (Id. at 72))

同時に総会はこれらの特定の権利あるいはその権利のうちの出来るだけ多くのものを、規約あるいは条約の中に含ませ、其の規約または条約にはこれらの権利を実現するための規定を設けさせようとする計画を持っていたのである。斯くて特記された諸権利は其の規約を受諾しかつ批准した国家にかんしては拘束力を持つことになるであらうと考えられた。憲章および世界人權宣言のもとにおける人權とは特定の具体的な状況において適用され、強制されるような権利を意味しているのではないということが公式に明らかになったのであった。規約―別箇の条約―が、特定の具体的な状況下における適用と強制という目的を持つべきものと解釈されたのである。⁽³³⁾

「自決の原則に實際的効力を付与せんとする反植民地主義陣営は当然のことながら、拘束力を付与するためのあらゆる努力を開始した。一九五〇年の第五総会で国際人權規約の草案が審議された際、原案には、規約を植民地に適用するか否かは施政国の自由であるとするいわゆる植民地条項が含まれていた。反植民地陣営は人權委員会に対して此

の条項を削除し、規約が本国および本国の支配するすべての領土に平等に適用される条項を挿入するよう指示するという決議を採択せしめることに成功した。さらに彼らは人権委員会に対して、自決権を保障する方法を研究し、自決権の国際的尊重にかんする勧告を準備することを指示する決議の採択にも成功した。³⁴⁾

一九五二年二月五日に総会はさらに次のような決議を採択した。

「国際連合憲章の述べている原則の再確認として、国際人権規約にすべての人民および民族の自決の権利に関する条項を含めることを決定する。この条項は、すべての人民は自決の権利を有する」と定められ、かつ非自治地域の施政について責任を負う国を含むすべての国は、国際連合の目的および原則に従って自決の権利の実現を促進し、また非自治地域の施政について責任を負う国は、非自治地域の人民との関係において、この権利の実現を促進しなければならぬ」(Res. 545 (VII))

西側諸国は民族自決権は原則であつて具体的権利ではない、個人の権利に関する人権規約に集団的権利たる民族自決権を入れることは不適當である、などの理由で強くこれに反対したが、新興独立諸国は、自決権は他のすべての人権享有の不可欠の前提をなすものであるから、これを人権規約に挿入することは不適當どころか最もふさわしいことであると主張して、結局、賛成三六、反対一一、棄権一二で右の決議は採択された。³⁵⁾

(六) 承 認

新興独立諸国は国家および政府の承認に対して非常に自由な態度をとつて来ている。⁽³⁶⁾ 承認を希望している新興独立諸国は植民地的な地位から解放されたばかりの諸国である。それ故、彼らは同じような背景を持った他国に対して、自然な同情心を持つようになる(国際機構への加盟についての彼らの態度もまた、これと同様である)。解放戦争に従事している叛乱団体の承認にかんするこれらの諸国の態度は、従来の国際慣習とは著しく異なつたものであった。彼らはこれらの叛乱団体がその国の全領域に対する完全な支配権を獲得する以前においてさえも、これらの叛乱団体に承認を与えたのであった。それはつまるところ、それらの叛乱団体が樹立しようとしている国家に対する予約的な支持を意味していたのである。こういう態度はインドネシアの場合に前面に押し込まれて来たし、アルジェリア共和国の臨時政府の場合もそうであった。また、アンゴラ解放戦線による暫定政府の樹立の場合にも明らかであった。キューバによる南ベトナム民族解放戦線政府の承認も、この種の態度の表現であると看做すことが出来るであろう。彼らは従属国民の独立を擁護したばかりでなく、従属国民の植民地国家に対する闘争において物質的援助を提供するこゝとさえあつたのである。⁽³⁷⁾

現行国際法では、たとえば国際連合の決議によつて行なう承認のような国際的な承認手続が存在していないので、叛乱団体や新国家の承認にかんして個々の国家の自由裁量の範囲が大幅に存在している。⁽³⁸⁾ 承認の一般的基準について

は広く人々に認められているものが存在してはいるけれども、その基準をいかに適用するかは各国家が自分で判断する訳である。たとえば共産中国政府は既にその存在を開始してから二〇年も経過し、領土、人民、実体的支配権の確立などの承認に必要なすべての要素を備えているにもかかわらず、アメリカ合衆国はいぜんとして其の政府の承認を拒絶しているのであって、このことは承認が単に法的基準の問題であるばかりでなく、政策的判断の問題であることを明白に示しているのである。領土、人民、実体的支配権のような最少限の基準が存在しなければ、承認は不法行為である。これらの基準が存在しないところでは政策的判断の余地はない。だが、ひとたびこれらの基準が存在すると、その次には承認の時期と方法にかんしては、大幅な自由裁量の余地が存するのである。⁽³⁹⁾かくて外国は叛乱団体を交戦団体として承認するか、あるいはまた其の国の正当政府として承認するかについて大幅な自由を持っている。新興独立諸国の承認に対する自由な態度は、最近、内乱における国際法の役割がきわめて重要性を帯びて来た客観的背景によるのである。この客観的背景を構成するいくつかの要素をあげれば、まず不安定な新国家の数が現象的に増えていることである。次に、内乱と国際的紛争がまざりあって来ていることである。⁽⁴⁰⁾新興独立諸国はこれらの要素を自己主張の基準として導入し、その承認政策を決定するのであり確立された国際法上の承認理論とは大幅に異なった態度をとることがある。

(七) 主 権

主権は新興独立国がもつとも尊重している所有物である。主権は一方において彼らを彼ら自身の家の主人公たらしめる。他方において、それは外国の侵入や脅威に対する法的防壁となる。また、主権平等の原則は国際機関において此等の諸国に大国や先進国と同等の投票権を与え、其の数の多いことよって共同行動さえとれば、相当大きな圧力を国際的輿論に行使し得るのである。長年の反植民地闘争で彼らが欲求していたものは、実に此の主権である。主権は彼らが伝統的国際法の世界から迎え入れたもつとも歓迎すべき客である。⁽⁴¹⁾

(八) 国 家 責 任

新興独立諸国は国家責任にかんする伝統的な国際法規の拘束力を認めようとしな⁽⁴²⁾い。外国人に対する権利侵害についての国家責任法規は普遍的国際法の一部をなすものではないという主張さえするのである。⁽⁴³⁾彼らは国家責任法規の基準になつてゐる国際正義観念の妥当性に疑問の念を表現するのである。彼らは国家責任法規が外国の人または財産に対する権利侵害事件に適用される場合、其の権利侵害が直接または間接に或る国民の他国民に対する経済的または其の他の形態による搾取という事実から発展して来た緊張関係を原因にして起つて来る場合があることを指摘するの

である。人に対する侵害でさえ一時代以上にわたって蓄積されて来た緊張関係のドラマの最後の一場面であるかも知れない。⁽⁴⁴⁾これらの緊張関係の足跡をたどれば、それは最終的には土着人民の犠牲によって外国人が獲得した巨大な価値の権利および利権と密接に結びついている経済的な諸原因にぶつかるのである。かくして、国家責任についての現行法の普遍性の問題は外国人に対する権利侵害事件に適用される場合、其の権利侵害を受けた外国人が加害者によって選ばれたのは加害者の眼から見た場合其の外国人が彼らの国あるいは国民の大きな部分の大きな利益に対して明らかに有害な原因となっているからであると考えられるような場合には、特に顕著な重要性を帯びて来るのである。⁽⁴⁵⁾同じ法規が外国人の財産に対する権利侵害事件に適用される場合でも、其の財産権の獲得または享有の背後に燃えあがるような憤怒の感情をひろく伝播させるような原因・事態がひそんでいるような場合には、特に顕著な重要性を帯びて来るのである。⁽⁴⁶⁾

これら二つの型の事件のいずれの場合においても経済的な動機や原因が重要な役割を果しているのであり、これらの動機や原因を外国人に対する権利侵害事件を発生させるような状態の中でそれらと混合している色々な他の動機や原因から区別し抽出することは必ずしも困難なことではない、と彼らは主張するのである。

また彼らは「国家責任理論は十九世紀と二十世紀初頭にかけての国際的な寡頭政治の帝国主義的な利益を掩いかくし、かつ保護するための法的な衣裳に過ぎない」と考えるのである。⁽⁴⁷⁾新興独立諸国は社会的経済的再建のための革命的な過程にあるのであり、其のような過程は、不平等、特権および搾取の思想にもとずいて植民地時代に外国の利権によって獲得された経済的な立場の消去を必然化する。この過程において此等の諸国は外国が国家責任についての時

代おくれの規則を盾にして彼らの活動に介入して来ることを歓迎しない。ノールウェー借款事件において、エジプトと南アメリカの判事たちが借款は其の国の国内管轄権の問題であるという理由で、この件についての国際司法裁判所の管轄権を否認したのも、このような不歓迎の態度の表明であらう。⁽⁴⁸⁾

だがこれらの態度はこれらの諸国が彼ら自身の自由意志で承諾した義務から逃れようとしているということを意味するように解釈されてはならない。事実、これらの諸国が独立以来引受けて来た法律上の義務は常に遵守されて来ているのである。彼らの革新的な主張の根拠には、外国人が商業上の利益を求めて或る国にやって来る場合、彼は其所で商売をしようと決心した国の人民と其の運命を共にせねばならず、其の国に起るあらゆる政治的變動に身をさらすだけの覚悟がなければならないという考え方がある。

(九) 外国財産の没収

受け継がれて来た負担を切断し、外国人による彼らの経済の支配から脱却し、経済再建計画に必要な資本を獲得したいという希望に動かされて新興独立諸国は、外国利権の没収という手段に訴えている。これらの新興国の意見によると、このような没収措置が有効であるかどうかは伝統的な国際法によって決定されるべき問題ではない。⁽⁴⁹⁾このような没収の性質はこれらの外国の利権の発生とそれが強化されて行った過程に妥当な考慮をほらいつつ、その当時の政治的経済的環境を充分に考慮することによってのみ、正しく評価出来るのであって、純粹に法的な考慮だけでは解決

出来ない分野である。

伝統的な国際法においては、外国人の財産の取扱いについての国際的基準が存在していた。没収あるいは国有化の場合において、この国際的基準は、屢々「迅速、適宜かつ効果的」という言葉で表現される補償の支払を要求した⁽⁵⁰⁾のである。ここでいう「適宜な」補償とは其の財産の全価値の支払であると一般に定義されており、その価値は通常市場価格によって決定されるのである。先進諸国は世界の後進地域において資本を投下し技術を利用し其の他の企業活動を行なおうとする自国の市民のために人および財産の安全を確保しようとして、外国に在る自国民の外交的保護にかんする制度ならびに国際的補償にかんする「国際的基準」を考案して来たのであったが、こういう制度ならびに基準は第一次世界大戦に至るまで重大な挑戦を受けることはなかったのである⁽⁵¹⁾。だが其の後の歴史的な諸事件がこの伝統的な規則に危機をもたらした。

ロシアにおいては新しく誕生したソビエト政権が外国人の私有財産を没収し、補償の支払を拒否した。メキシコにおいては社会主義的理念に鼓吹された憲法が一九一七年に採択され、此の憲法は外国人の農業財産および石油財産没収への道を開き激しい外交論議をまきおこしたのである。外国人が所有する土地の没収についての論争においてメキシコは、自国の市民の財産にも外国人の財産にも同じような影響を与えるような「一般的な非個人的な」性格を持った没収については、いかなる国際法規も補償の支払を要求してはいないと宣言したのであった⁽⁵²⁾。また、第一次世界大戦において敗北した中欧諸国の領土から分離独立した多くの国は農業改革計画に乗り出したが、このことは当然ハンガリーやドイツ国民によって部分的に所有されていた土地の諸断片の再分配を伴ったのであった。斯くて補償につい

ての伝統的な「國際的基準」を支持する人たちと、同様な場合に没収国家の市民に対して支払われるのと同額の補償を企業団体をも含めて外国の国民に支払うことで満足すべしとする人たちの間には熱烈な論議が行なわれたのであった。一九三〇年の國際法の法典化のためのヘーグ會議においては、外国人は國際的基準による取扱いを受ける権利がある、すなわち国内法とは関係なしに補償を支払うのは國際的な義務であるという原則が、二一票対一七票という僅少な差で承認された。自国民に対する補償と同額の補償でよろしいとする「取扱いの平等」論を主張した少数派の諸国は、ラテンアメリカの七国、アジア・アフリカの諸国、中東欧の五国の承継国家およびポルトガルであった。⁽⁵³⁾ 日本はこの時多数派の諸国に組した。もしもすべてのラテンアメリカ諸国およびソ連がこの投票に参加していたら、「國際的基準」に対する反対派が多数を占めたであろう。⁽⁵⁴⁾ 票の割れかたが贅否ほとんど平等であったので、この時の會議は國家責任にかんする条約草案を決めることなしに散会してしまった。

「迅速、適宜かつ効果的な」補償規範は、第二次世界大戦後、東ヨーロッパの諸国や、イラン、エジプト、キューバおよび其の他の国において適宜であると考えられた補償の支払なしに没収が行なわれた結果、ますます其の力を弱められてしまった。アジア・アフリカ法律諮問委員会は外国人の取扱いにかんする「國際的な基準」原則を排除し、「各地方の法律規則および命令」に従って没収された外国財産に対する補償の支払いをなすべきことを規定する条約案を起草した。⁽⁵⁵⁾ 外国人の取扱いは「國際的な基準」によるべしとする見解、あるいは少くとも「迅速、適宜かつ効果的」な補償が支払われるべしとする要請が一般的な拘束力をもつ國際法規ではないし、またそうあるべきではないという意見は、國際法委員會において、また色々な文献中において後進国の法律家や法学者たちによって述べられて来

ている。⁽⁵⁶⁾ もしも此の問題が国連総会において公平に投票に付せられるならば、国際的基準原則や迅速、適宜かつ効果的な補償支払原則は、大部分の後進諸国およびソ連ブロックの諸国の反対投票によって否決されてしまふであろう。後進諸国における外国投資家の利益をまもるために、これらの原則に頼ることははや出来ないのである。外国財産の没収にかんする法規にかんしては、多くの資本輸入国家の独立達成は一度は確立されたかに思えた国際法規範を確実に弱化せしめてしまったのである。⁽⁵⁷⁾

伝統的に理解されかつ強制されて来た外国人の取扱いについての国際的基準の法的内容は、今日基本的人権とみなされているものと其の大部分が合致しているということが時々指摘される。だが先進国と比較した場合の自国の無力さと劣等性の自覚に感情をびりびりさせている後進諸国は、この制度を彼らよりも強力な先進国から強制されたものと考えているのである。

(十) 紛争の平和的解決

紛争の平和的解決にかんしては、新興独立諸国は判決による法律の適用よりも、交渉、審査、仲介、調停などによる方法を好む。この点にかんしては、人はインドとパキスタンとの間におけるインダス河の水流利用についての紛争における国際復興開発銀行の役割や、エジプト政府とスエズ運河会社の株主との間の紛争における同銀行の役割を想起するであろう。彼らは拘束力を持つ方法に訴えるよりも、非拘束的な方法に訴えることを好む。かような例として

まず想起されるのが、カシミール紛争を仲裁裁判によつて解決することを拒否したインドの態度である。過去二〇年間に於いて平和的解決のためにもちいられた主要な方法は非司法的な取きめによるものであった。一九四七年に国際連合インドネシア委員会は、政治的解決方法の発見に努力し、その結果、インドネシアに独立を与えることが出来たのであった。一九四八年に国際連合インド・パキスタン委員会はカシミールにおける停戦の実現を援助した。一九四七年から一九四九年にいたる期間、ベルナドット伯とラルフ・パンチは国際連合の調停官として活躍、イスラエルとアラブ諸国との間の休戦の実現に寄与した。一九六二年から一九六三年にかけて国際連合の調停官は西ニューギニア問題の解決に主要な役割を演じた。⁽⁵⁸⁾

(七) 戦争と中立

積極的中立と平和的共存の原則に忠実な新興独立諸国は、敵対行為に出ることを出来るだけ避けて来ている。植民地戦争において限定的な軍事行動に従事する場合、これらの諸国は植民地領土の利益のために、急速に敵対行為を終了せしめようとする。アルジェリアやスエズやアンゴラの場合がその顕著な例である。大国間の限定的な軍事行動の場合には新興国は敵対行為を終了せしめるために、これら大国間の調停を行なおうとする。こういう態度の例は朝鮮事変におけるインドの役割の中に見出される。⁽⁵⁹⁾

(三) 核実験と国家責任

新興独立諸国は他国民の危険負担において核実験が行なわれることに反対する。アジア諸国は一九五四年太平洋において行なわれたビキニ実験が日本の漁師と漁業に損害を与えたことを遺憾だとしている。これらの新興独立国は、もしも実験が実験する国にとって必要ならば、自国の領域内で行なうべきで、実験によって生ずる危険は彼ら自身の国民が負うべきだとしている。⁽⁶⁾

あとがき

以上十二項目にわたって新興独立諸国の国際法に対する態度を概説したが、これを要するに「必要を反映し、希望を表現し、平等な正義を保証する国際法」を彼らは欲しているのである。無政府状態の世界社会では経済的繁栄と社会的福祉を実現しようとする彼らの希望が達成できないことを彼らは知っている。彼らは彼ら自身の利益を十分に促進する国際法を必要としている。伝統的国際法はこの点において欠けているところがあると彼らは考える。彼らは彼らの利益を承認するような規範を受諾しようとするのである。

このことは、ヨーロッパ的な価値概念を反映したすべての国際法規範を彼らが排斥しようとしていることを意味し

ない。⁽⁶¹⁾だが、彼らは彼らの利益に反するような規範、そして承継されて来た不平等な義務負担と規範を受諾しようとは決してしないのである。彼らのこのような態度は、ただ現時点を基準にして眺めれば衡平や正義の面において色々な問題点を含むものであるが、これを歴史的な観点から、すなわち、長年の植民地時代から漸く脱却して此の激動の時代に国際社会において急速に名譽ある平等な地位を獲得しようとしている彼らの立場を考えるならば、そこには首肯し得る多くのものがあることは確かである。

〔註〕

- (1) R.P. Anand, "Attitudes of the Asian-African States toward Certain Problems of International Law" *The International Comparative Law Quarterly*, January 1966, p. 56
- (2) Oliver J. Lissitzyn, *International Law; Today and Tomorrow*, 1965, p. 72
- (3) Lissitzyn, *op. cit.*, p. 73
- (4) C. Prakash Sinha, "Perspective of the Newly Independent States on the Binding Quality of International Law", *The International Comparative Law Quarterly*, January, 1965, pp. 121, 131.
- (5) Edward McWhinney, *International Law and World Revolution*, 1967, p. 11
- (6) R. Quadri, *Dritto internazionale pubblico*, 1956, p. 89 (Sinha, *op. cit.*, p. 122)
- (7) C.T. Oliver, "Historical Development of International Law: Contemporary Problems of Treaty Law" (1955) 88 *Recueil des Cours* 417, 432 (Sinha, *op. cit.*, p. 123)
- (8) G.M. Abi-Saab, "The Newly Independent State and the Rules of International Law: An Outline" (1962) 8 *Harvard Law Journal* 95, 107 (*Ibidem*)

- (9) O.L. Lissitzyn, "International Law in a Divided World" (1963) 542 International Conciliation 37, 56 (Sinha, op. cit., p. 124)
- (10) O.L. Lissitzyn, International Law: Today and Tomorrow, 1965, p. 89
- (11) Ibidem
- (12) D.P. O'Connell, "Independence and Succession to Treaties" British Year Book of International Law, 1962, p. 84
田畑茂二郎『国家の独立と条約の承継』国際法外交雑誌『第六七巻』六号『四一頁〜四五頁』
- (13) Lissitzyn, Today and Tomorrow, p. 90
- (14) Lissitzyn, op. cit., p. 98
- (15) Ibidem
- (16) Lissitzyn, op. cit., p. 99
- (17) Sinha, op. cit., p. 125
- (18) Lissitzyn, op. cit., p. 92
- (19) J.S. Bains, India's International Disputes, 1962, p. 197 入江啓四郎『国際法解義』一九六八年版によればインドはミア
の實力接収を聖職ひきかへし正當化しようとする。同書 一三七頁。
- (20) R.A. Anand, op. cit., p. 71; Sinha, op. cit., p. 125
- (21) Lissitzyn, op. cit., p. 85 ff.
- (22) Lissitzyn, op. cit., p. 86
- (23) Ibid.
- (24) Lissitzyn, op. cit., p. 87
- (25) Ibid.
- (26) Ibid.
- (27) 山手治之『植民地独立と国際法』現代法と国際社会 1965, p. 139
- (28) 山手治之『同書』p. 140; Yearbook of U.N., 1960, p. 46
- (29) たとえはキエフの代表はこの決議案の審議にあたって、非植民地化の問題は、全世界の関心事ではあるが、植民地の

- 地位から脱却した国は東西諸国間の争つてなつた非介入の立場をへる神聖な義務があるといふ。本草案の起草者は植民地問題へのホロキーエの争つたなりのを答へたといふ所がある。Yearbook of U.N., 1960, p. 46
- (30) Yearbook of U.N., 1960, pp. 44~48, Lissitzyn, op. cit., 44
- (31) Sinha, op. cit., p. 126
- (32) John W. Halderman, The United Nations and the Rule of Law, 1966, p. 128
- (33) J.W. Halderman, op. cit., p. 129
- (34) 三井物産株式会社編『三井物産』 p. 131,
- (35) 三井物産株式会社編『三井物産』 p. 132
- (36) Cf. K.P. Misra, "India's Policy of Recognition of States and Governments" (1961) 55 American Journal of International Law 398
- (37) Sinha, op. cit., p. 126
- (38) Richard Folk (editor), The Vietnam War and International Law, 1968, p. 155
- (39) Wolfgang Friedmann, "Intervention, Civil War and the Role of International Law" Richard Folk, op. cit., 156
- (40) Friedmann, op. cit., p. 154
- (41) Sinha, op. cit., p. 127
- (42) R. Pal, "General Debate, State Responsibility" (1957) Yearbook of International Law Commission 165 (Sinha, op. cit., p. 127)
- (43) S.N.G. Roy, "Is the Responsibility of States for Injuries to Aliens a Part of Universal International Law?" 55 American Journal of International Law 863
- (44) S.N.G. Roy, op. cit., 883
- (45) Ibid.
- (46) Ibid.
- (47) J. Castaneda, "The Underdeveloped Nations and the Development of International Law" (1961) 15 International Organization 38; Lissitzyn, Today and Tomorrow, p. 80

- (47) Case of Certain Norwegian Loans (1957) (1957 International Court of Justice 9, 28) (Declaration of Judge Moreno Quintana); *ibid.* at 29 (Separate Opinion of Vice-President Badawi). Sinha, *op. cit.*, p. 128
- (48) Sinha, *op. cit.*, p. 128
- (49) Lissitzyn, Today and Tomorrow, p. 77
- (50) *Ibid.*
- (51) *Ibid.*
- (52) *Ibid.*
- (53) G.H. Hackworth, "Responsibility of States for Damages Caused in their Territory to the Person or Property of Foreigners", *AJIL*, Vol. 24 No. 3, p. 514. Lissitzyn の "International Law: Today and Tomorrow", p. 78 以下の註の投票が二三票賛成、一七票反対と書じてあり、ハックタワースの論文を引用しているのであるが、ハックタワースの論文は賛成国として次の二一国の名があげてある。南阿連邦、ドイツ、アメリカ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、英國、カナダ、スウェーデン、エストニア、フィンランド、フランス、ギリシャ、インド、アイルランド、自由國、イタリー、日本、ノールウェー、オランダ、スウェーデン、スイス。
- (54) Lissitzyn, *op. cit.*, p. 78
- (55) Asian African Legal Consultative Committee, Reports, 3rd Sess., 1960, p. 83 ff.; 4th Sess., 1961, pp. 43, 46, 49, 141~142 (Lissitzyn, *ibid.*)
- (56) Lissitzyn, *ibid.* 註の注に「オースタニエード・カスターニエード・ロイの論文参照。また Yearbook of the International Law Commission, 1957, Vol. I, pp. 155, 159~160; *ibid.*, 1959, Vol. I, p. 151; *ibid.*, 1960, Vol. I, p. 264」を参照。
- (57) Lissitzyn, *op. cit.*, p. 79
- (58) Sinha, *op. cit.*, p. 129
- (59) Sinha, *op. cit.*, p. 130
- (60) *Ibid.*
- (61) R.P. Anand, *op. cit.*, p. 70